

蒲 監 第 129 号
平成31年 3月 8日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 草 次 英 夫

同 永 川 貴 士

同 大 竹 利 信

蒲郡市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成31年1月10日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（省 略）

2 請求のあった日

平成31年1月10日

3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のように解した。

(1) 請求の要旨

蒲郡市（以下「市」という。）は、蒲郡観光協会（以下「協会」という。）からの平成30年度蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金（以下「助成金」という。）の前払請求に対して、使途が明らかにされていない状況で、請求額全額の300万円を交付した。平成29年度には初期投資が必要であるとして、300万円の助成金を交付したにもかかわらず、前期には初期投資の実績もなく、その使途は維持経費の120万円のみとなっている。

しかしながら、平成30年度においても、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）第16条第2項を適用するに際し、「特に必要な理由」も明らかにしないまま、請求額全額の300万円を交付したことは、公正性を欠き、協会が破綻した場合、市に損害を与える恐れがある。

よって、監査委員は市長に対し、次の措置を講じられるよう勧告されたい。

(2) 措置請求の内容

市長に対し、協会へ助成金に係る前払金のうち、前年の前期実績に基づき、180万円の返還請求をすることを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

市が平成30年度に一部交付した助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。また、当該支出により市に損害が生じているか否か。

2 監査対象部局

産業環境部観光商工課

関係職員等の調査

本件請求の監査を実施するにあたって、産業環境部観光商工課に対し、平成31年2月19日に課長及び関係職員の出席を求めたほか、弁明書及び証拠書類並びに資料の提出を求め、調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年2月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、新たな証拠が提出され、請求内容の補足説明がなされた。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

(結論)

本件請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下に、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

(1) 蒲郡市補助金等交付規則について

(交付)

第16条 補助金等の交付は、第14条の規定により補助金等の交付の金額が確定した後にこれを行うものとする。

2 補助事業者が、補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

(2) 蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱について

(趣旨)

第1条 この要綱は、協会が管理する竹島駐車場の前年度使用料収入の一部を助成金として交付することにより、観光施設の美化活動を推進し、良好な観光施設の維持管理に寄与するとともに、協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ることを目的とし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他事業とし、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業の実施に必要な経費のうち助成金の交付の対象として市長が認める経費とする。

2 助成事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、助成金の交付の対象としない。

- (1) 交際費及び慶弔費
- (2) 政治活動又は宗教活動に関わる経費
- (3) 蒲郡市観光協会に支出している会費及び負担金
- (4) 市への金銭的な寄附
- (5) 積立金
- (6) 市が別に委託する管理委託業務に係る経費
- (7) その他市長が助成することが適当でないと認める経費

(助成金の交付)

第14条 助成金は、前条の規定による助成金の額が確定した後に支払うものとする。

2 助成団体が、交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を概算払することができる。

(3) 助成金の交付決定について

ア 交付申請日	平成30年4月1日
イ 交付申請者及び交付先	蒲郡観光協会
ウ 交付申請額及び交付決定額	6, 243, 000円
エ 支出負担行為決議書の決裁日及び交付決定日	平成30年5月8日
オ 支出負担行為額	6, 243, 000円

(4) 助成金の交付について

ア 請求日	平成30年6月14日
イ 請求者及び支払先	蒲郡観光協会
ウ 支出命令書の起案日及び決裁日	平成30年6月14日
エ 請求額及び支出命令額（支払額）	3, 000, 000円
オ 支払日	平成30年6月29日

2 請求人の主張と監査対象部局（産業環境部観光商工課）の説明

請求人は、助成金の一部交付について、その使途が提示されず、前年度交付に係る事業の支出実績が不十分なことから、請求額全額の前払金が交付されたことは、適正ではないと主張している。

これに対し、観光商工課は、助成金の一部交付については、助成対象団体である協会の年間を通じた協会運営による観光振興の推進、地域の活性化等を円滑に実施する上で、事業に着手するための費用が必要であると判断し、蒲州市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第14条第2項の規定に基づき、執行したものであると説明している。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、監査対象部局の弁明書及び説明並びに関係資料の調査等を総合して、以下判断について述べる。

助成金の交付については、規則において、「補助事業者が、補助金等の交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金等の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。」と規定され、また、要綱においても、「助成団体が、交付の目的を達成するため、市長において特に必要があると認めるときは、助成事業の完了前に助成金の全部又は一部を概

算払することができる。」と規定されており、事業完了前の支出が制度として認められている。

また、法第242条第1項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり（平成25年3月28日最高裁判決）、それが不当となるのは、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当であり、例えば、受給者に特別の利益を供与するため、当該受給者に対する交付額を恣意的に増額した場合は裁量権の逸脱又は濫用として、違法に該当し、これに対し、行政内部の支給基準の運用を誤って、交付額を結果的に増額してしまったような場合は、裁量権の逸脱又は濫用に至らない程度の不合理な行使として、不当となるものと解されている。

これを本件についてみると、助成金の一部交付に至る手続きについては、規則及び要綱に基づき、適正に事務処理が行われており、また、要綱第1条及び第3条の規定において、交付の目的については、「協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ること」、対象事業については、「助成事業は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他の事業」とされているところであるから、助成金の交付に際し、助成対象団体である協会がその運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化等を円滑に実施する上で、事業に着手し、その継続を図るための経費として、年間の事業計画に基づく交付申請額の半分程度を前払金として一部交付した市の判断は、妥当なものである。

また、交付に到る過程において、協会に特別な利益を供与するための恣意的な行為や規則及び要綱についての運用誤りも認められないことから、裁量権の逸脱又は濫用があるとはいえず、また、裁量権の不合理な行使があるとはいえない。

最後に、協会が破綻した場合に市に損害が生ずる恐れがあるから、前年度の前期実績に基づき、当該損害額の返還を求めるべきとの請求人の主張については、協会の破綻を前提とした主観的な見解を述べたものに過ぎず、当該年度の損害算定根拠を、前年度実績とする点においても、根拠に乏しく、市に損害が生ずることの理由として、必ずしもあたるものではない。

以上のとおり、市が平成30年度に一部交付した助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたるとは認められず、また、当該支出により市に損害が生じているとも

認められないことから、本件請求には理由がないものと判断した。